

離職により 住宅等にお困りの方のための 支援ガイド

～新しいセーフティネット～

※**目**を除く支援は同時に受けることはできません。ただし、雇用保険受給資格者でない方は、**目**住宅手当と**目**総合支援資金貸付の併用が可能です。

マークの見方

下のマークは支援の内容を
太く表したものです



住宅入居
の支援



家賃
の支援



生活費
の支援



就職
の支援

A 就職安定資金融資

事業主都合離職に伴い住居を喪失した方に対する、
住宅入居初期費用等の**貸付**。

お問い合わせ先
ハローワーク



貸付



貸付



貸付



貸付

支援の概要

貸付額

- ①住宅入居初期費用… 上限 **50万円**
(敷金・礼金等、転居費・家具什器等)
- ②家賃補助費…………… 上限 **月額6万円×6ヶ月**
- ③常用就職活動費…… 上限 **月額15万円×6回**
- ④就職身元保証料…… 上限 **10万円**

※雇用保険受給資格者は②と③は貸付対象外です。
※貸付実行後6ヶ月以内に一定の要件を満たす就職をした場合、貸付額の返済が一部免除されます。

次の要件全てに該当する方

- ①事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職をし、その離職後1年以内である方
- ②①の離職に伴い住居喪失状態となっている方
- ③離職前に世帯の主たる生計維持者であった方
- ④預貯金・資産がない方
- ⑤常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行う方

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

B 住宅手当

離職者であって住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対する、
賃貸住宅の家賃のための**給付**。

お問い合わせ先
地方自治体



給付



給付

支援の概要

支給額

地域ごとの上限額
生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額
例：月53,700円(東京都23区・単身者)

支給期間 最長6ヶ月

次の要件全てに該当する方

- ①離職後2年以内である方
- ②住宅を喪失している方または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある方
- ③離職前に主たる生計維持者であった方
- ④原則として収入のない方。一時的な収入がある場合は、生計を一定とする同居の親族の収入の合計が次の金額以下である方
単身世帯：月 8.4万円 複数世帯：月 17.2万円
- ⑤生計を一定とする同居の親族の預貯金が次の金額以下である方
単身世帯：50万円 複数世帯：100万円
- ⑥就労能力及び常用就職意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う方

※ハローワークへの求職申込みと月1回以上の職業相談、及び自治体での月2回以上の面接支援が必要です。

C 総合支援資金貸付

失業等により日常生活全般に困難を抱えている方に対する、
住宅入居費等の資金の**貸付**。

お問い合わせ先
市町村社会福祉協議会



貸付



貸付



貸付

支援の概要

貸付額

- ①生活支援費
二人以上の世帯… 上限 **月額20万円**
単身世帯…………… 上限 **月額15万円**
(最長1年間)
- ②住宅入居費…………… 上限 **40万円**
(敷金・礼金等)
- ③一時生活再建費… 上限 **60万円**

連帯保証人 原則必要

利 子

無利子
連帯保証人を立てない場合は
利子年1.5%

次の要件全てに該当する世帯(貸付を受ける方は本人確認が必要)

- ①収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
- ②現に住居を有していること、または住居を有していない場合は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ③生活保護、年金等を含め他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- ④低所得世帯(市町村民税非課税程度)であること
- ⑤社会福祉協議会及び関係機関(ハローワーク等)から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑥貸付及び相談支援を行うことにより、世帯の自立と償還が見込めること

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。
※貸付に当たっては社会福祉協議会での審査があります。

D 訓練・生活支援給付

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する方に対する、
訓練期間中の生活費等の**給付**。

お問い合わせ先
ハローワーク



給付(+貸付)

支援の概要

支給期間 職業訓練期間中

支給額 単身者の方…………… **月額10万円**
被扶養者のいる方…………… **月額12万円**

※希望する方は、さらに「訓練・生活支援資金融資」を利用することができます。

単身者の方 …… 上限 **月額5万円**
被扶養者のいる方 …… 上限 **月額8万円**

次の要件全てに該当する方

- ①ハローワーク所長のあっせんにより、所定の職業訓練等を受講する方
- ②雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の訓練手当を受給できない方
- ③世帯の主たる生計者である方
- ④年収が200万円以下、かつ世帯全体の年収が300万円以下である方
- ⑤世帯全体の金融資産が800万円以下である方
- ⑥現在住んでいるところ以外に土地・建物所有していない方

※ハローワークへの求職申込みと訓練期間中～終了後の職業相談が必要です。

E 臨時特例つなぎ資金貸付

公的な給付・貸付が開始されるまでの間の生活が立ちゆかない
住居喪失離職者に対する、当座の生活費等の**貸付**。

お問い合わせ先
市町村社会福祉協議会



貸付

支援の概要

貸付額 上限 **10万円**

連帯保証人 不要

利 子 無利子

※貸付を希望する場合は、公的給付・貸付等を申請する際に、まずその窓口にてご相談ください。

次の要件全てに該当する方

- ①住居を喪失した離職者である方
- ②離職者支援のための公的給付制度(※雇用保険求職者給付、**目**住宅手当、**目**訓練・生活支援給付、**目**就職活動困難者支援事業の生活・就職活動支援費、**目**生活保護)又は公的貸付制度(**目**就職安定資金融資、**目**総合支援資金貸付、**目**長期失業者支援事業の生活・就職活動費)の申請が受理されている方
- ③②の給付・貸付の開始までの生活に困窮している方
- ④借入申込者本人名義の金融機関の口座を有している方

F 就職活動困難者支援事業

事業主都合離職に伴い住居を喪失した方に対する、
民間職業紹介事業者による、住居の提供、生活費等の**給付**、就職支援。

お問い合わせ先
ハローワーク



無料



給付



給付

支援の概要

支援内容

- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
- ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- ・住居の提供(家賃無料。光熱水費等は自己負担)
「生活・就職活動費」(3ヶ月で**30万円**)
の支給など住居・生活支援
- ・就職後の職場定着のためのサポート

※実施していない都道府県もあります。

次の要件全てに該当する方

- ①事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職をし、その離職後6ヶ月以内である方
- ②①の離職に伴い住居喪失状態となり、就職活動に支障が生じていると認められる方
- ③雇用保険の受給資格がない方
- ④常用就職の意欲があり、求職活動に取り組んでいる方
- ⑤民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

G 長期失業者支援事業

長期失業者に対する、民間職業紹介事業者による就職支援
(生活費等の資金の**貸付**も可能)。

お問い合わせ先
ハローワーク



貸付



貸付

支援の概要

支援内容

- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
- ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- ・就職後の職場定着のためのサポート

貸付額

労働金庫による「就職安定資金融資(長期失業者)」の「生活・就職活動費」の貸付(上限 **月額15万円×6回**)

※実施していない都道府県もあります。

次の要件全てに該当する方

- ①ハローワークで求職活動に積極的に取り組んできたものの、**離職後1年以上経過した方**
- ②60歳未満の方
- ③雇用保険受給者であった方については、雇用保険受給終了後2ヶ月以上経過している方
- ④他に世帯の生計を維持する者がいない方
- ⑤預貯金等の当座の生活費・就職活動費がない方
- ⑥民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方

※貸付を希望しない方の場合、④⑤は問いません。
※ハローワークへ求職申込みしていただくことが必要です。